



宮崎地方最低賃金審議会の宮崎県産業別最低賃金  
専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

宮崎労働局一般公示第 10 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、「宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金」の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、宮崎県の区域内で、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、及び自動車（新車）小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、別紙「宮崎地方最低賃金審議会宮崎県産業別最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎労働局長 名田 裕



宮崎地方最低賃金審議会宮崎県産業別  
最低賃金専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、宮崎県の区域内で、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、宮崎県の区域内で、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び自動車（新車）小売業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切年月日

令和 2 年 9 月 10 日（木）

(3) 推薦書の提出先

宮崎労働局労働基準部賃金室

Tel 0985-38-8836

(〒880-0805 宮崎市橘通東 3 丁目 1-22 宮崎合同庁舎)

## 推 薦 書

令和 年 月 日

宮崎労働局長 殿

推薦者（団体の場合は、事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

印

宮崎地方最低賃金審議会宮崎県（ ）業  
最低賃金専門部会（労働者代表/使用者代表）委員の候補者として下記の者を内諾書  
を添付のうえ推薦します。

## 記

氏名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位を全て記入すること）	略 歴

(記入注意)

「現職」欄には、候補者の所属団体が多数ある場合はその所属団体の名称及びその地位を全部列挙して記入すること。

# 内 諾 書

宮 崎 労 働 局 長 殿

令和 年 月 日

住 所

ふりがな  
氏 名

印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

緊急時連絡先  
携帯電話  
E-mail

私は、下記の産業別最低賃金に係る宮崎地方最低賃金審議会産業別最低賃金専門部  
会委員に任命された場合には同委員に就任することを内諾します。

## 記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金

※内諾する専門部会の番号を○で囲んでください。